

## 涼おおいたロゴマークに関する使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本県への夏季の観光誘客を促進する「涼おおいた」を県内外に広め、本県の認知度を高めることを目的に、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用届)

第2条 ロゴマークを使用しようとするものは、事前に涼おおいたロゴマーク使用届出書に必要な書類を添付し、大分県知事（以下「知事」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部その他の内部組織、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、企業局及び病院局が使用するとき。
- (2) 公益社団法人ツーリズムおおいたが使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めるとき。

### (届出の受理)

第3条 前条の規定による届出があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは除き、当該届出を受理するものとする。

- (1) 本県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不適當と認めたとき。

### (使用料)

第4条 使用料は無償とする。

### (使用の際の遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用に当たっては、別に定める「涼おおいたロゴマニュアル」の適用を遵守すること。

(使用の禁止)

第6条 ロゴマークの使用方法等について、知事が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月23日から施行する。